

○公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ認定
後の症状に対する地方公務員等共済組合法に
基づく療養の給付について

〔昭和54年12月10日地基企第51号〕
各支部事務長あて 事務局長

標記について、別紙1のとおり自治省行政局公務員部福利課長に照会したところ、別紙2のとおり回答を受けたので通知します。

なお、本件については、自治省行政局福利課長から別紙3のとおり地方公務員共済組合理事長関係機関に対し通知済みであるので念のため申し添えます。

別紙 1

地 基 企 第 45 号

昭和54年10月13日

自治省行政局公務員部

福利課長 望 月 美 之 殿

地方公務員災害補償基金

事務局長 町 田 千 秋

公務災害又は通勤災害を受けた者の治癒認定後の症状に対する
地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について（照会）

標記について、下記の疑義が生じましたので御回答をお願いします。

記

公務災害又は通勤災害を受けた者に対する地方公務員災害補償法第26条の規定による療養補償は、症状が固定しもはや医療効果が期待できなくなったときに治癒したものとして打ち切られ、その後の疼痛等の症状が残っていても再発したと認められる場合のほかは療養補償を行わないが、このような症状等のいわゆる対症療法が行われる場合には、当該症状が公務による傷病又は通勤による傷病と認められない限り、地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付の対象となるものと解してよいか。

別紙 2

自 治 福 第 304 号

昭和54年11月30日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

自治省行政局公務員部福利課長

公務災害又は通勤災害を受けた者の治癒認定後の症状に対する
地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について（回答）

昭和54年10月13日づけ地基企第45号をもって照会のあった標記のことについて、下記のとおり回答する。

記

お見込みのとおり。

別紙 3

自治福第304号
昭和54年11月30日

文部省管理局福利課長
警察庁警務局給与厚生課長
各都道府県総務部長（地方課扱い）
地方職員共済組合理事長
都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長
市町村職員共済組合連合会理事長
都市職員共済組合連合会理事長

殿

自治省行政局公務員部福利課長

公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ認定後の症状に対する地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について

標記のことについて、別紙1のとおり地方公務員災害補償基金事務局長から照会があったが、別紙2のとおり回答したから通知する。

（注 別紙1、別紙2 略）